

保険に関するお問い合わせ・ご契約内容の変更の連絡先

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

右の二次元コードから24時間365日利用可能なWebサービスをご利用いただくか、下記にご連絡ください。

0120-101-101 無料



HDI CERTIFIED 2023-25 SUPPORT CENTER



事故・故障時のご連絡窓口

【事故・故障が起った場合は】

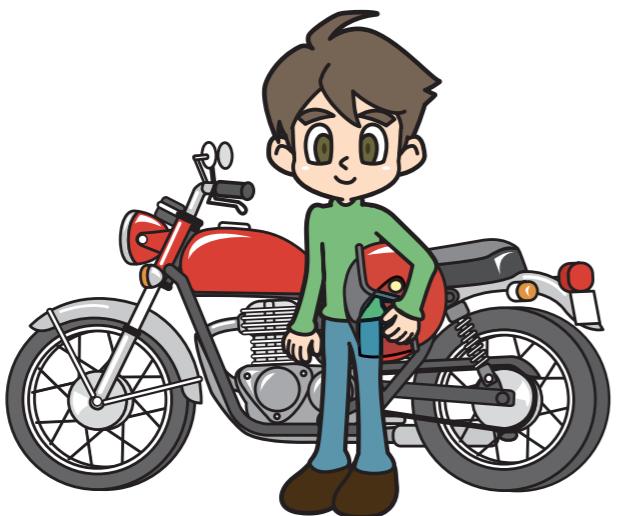
ただちにご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター

0120-024-024 無料

【受付時間】
24時間365日

・IP電話からは**0276-90-8850**(有料)
におかけください。
・おかげ間違いにご注意ください。



- このパンフレットは「セーフティツーリング(一般総合自動車保険)」の概要を説明したものですので、「パンフレット別冊」もあわせてご覧ください。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページでご参照ください。もしくは、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問い合わせください。なお、保険料をキャッシュレスで払い込んでいただく団体扱・集団扱契約、口座振替により払込みいただくご契約等は、原則として保険料領収証を発行しておりません。保険料領収証が必要な場合は、代理店・扱者または当社にお問い合わせください。ご契約の手続きが完了した後、1ヶ月を経過しても保険証券・保険契約継続証(ペーパーレス保険証券をご利用のお客さまは、「ご契約内容 確認方法のご案内([ID]/パスワード]通知)ハガキ)が届かない場合は、当社までお問い合わせください。ご契約内容や募集状況等の確認のため、後日、当社または当社委託会社の担当者がご連絡・訪問することがあります。
- 「セーフティツーリング」は二輪自動車・原動機付自転車を保険の対象とした一般総合自動車保険(ノンフリート契約)のプラン名称です。なお、保険証券・保険契約継続証には「一般総合自動車保険」と表示されます。
- 「クルマのトラブルサポート」は、「ロードアシスタンスサービスおよびロードサービス費用特約」で構成されています。
- 契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、当社代理店または社員と契約され有效地に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。



この自動車保険は、
・契約者の環境配慮行動の促進(エコカー向け割引の採用、
eco保険証券・Web約款選択による環境保護活動への参加)
・事故発生時の環境負荷の軽減(リサイクル部品の利用促進)
などの取組みによりエコマーク認定を受けています。

エコマーク認定番号 第14 147 001号



「セーフティツーリング」は
ベルマーク協賛商品です。
©JFA



MS&ADインシュアランスグループは
サッカー日本代表を応援しています。
©JFA

セーフティツーリング



オートバイにかかるリスクをしっかり補償。
楽しいツーリングをサポートします。

実際に事故が起こっても… セーフティツーリング におまかせください!

お客さまをお守りする補償があらかじめラインアップされているので、万が一の事故時にも安心です。

充実した 補償

ご自身やご家族のおケガ、愛車への補償も充実しています。



万が一の事故時にも、24時間365日 お客さまを全力でサポートするので安心です。

夜間・休日も平日と変わらない
事故対応を実現します



詳細は ② ページ

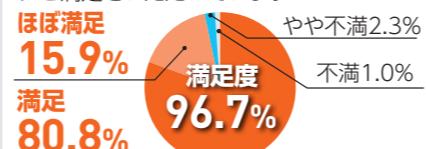
オートバイのトラブル時には当社が
トータルサポートします

クルマのトラブルサポート



詳細は ⑪⑫ ページ

お客さま満足度
事故対応全般に対して96.7%のお客さまにご満足をいただいている!



※当社保険金お支払に伴うアンケート
(2024年度)より。



セーフティツーリングの対象となるご契約

記名被保険者(P7, P16参照)が法人または個人^(注1)のオートバイ^(注2)のノンフリート契約
(総付保台数9台以下)

(注1) オートバイを事業にのみ使用する場合でもご契約いただけます。

(注2) このパンフレットにおける「オートバイ」とは、二輪自動車および原動機付自転車をいいます。

二輪自動車とは	総排気量125c.c.超または定格出力超の二輪自動車および総排気量定格出力0.60キロワット超の側車	1.00キロワット50c.c.超または付二輪自動車	原動機付自転車とは	用途車種が、一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車に該当するお車をいい、総排気量125c.c.以下または定格出力1.00キロワット以下の二輪自動車(「電動キックボード」を含みます)および総排気量50c.c.以下または定格出力0.60キロワット以下の三輪以上の自動車(「側車付二輪自動車」を含みます)
---------	--	---------------------------	-----------	---

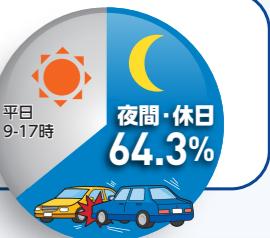
このパンフレットにおける「自動車」には、二輪自動車および原動機付自転車を含みます。

万が一の事故時にも、 24時間365日お客さまを全力でサポートします

ご存知ですか?

夜間・休日の事故はなんと **60%以上!**

当社自動車事故受付件数より時間帯別の事故発生割合を算出(2024年度)



詳しくはこちら



I'm ZIDAN

なら、夜間・休日も社員が対応!だから、平日と変わらない対応で、

24時間365日、お客さまによりそった事故対応サービスを実現!

対応内容	事故の受付	ロードサービスの手配 ^(注1)	病院への連絡	修理工場との打合わせ	保険金支払い可否の判断	示談交渉 ^(注2)
I'm ZIDAN	○	○	○	○	○	○
I'm ZIDAN 開始前の事故対応サービス	○	○	○	×	×	×

例えば、このようなときも安心

金曜日の夜



帰宅途中、車同士の事故
ロードサービスの手配^(注1)・
病院対応等、当日中に対応

土曜日の朝



自分のオートバイを修理
休日も修理工場と
打合わせが可能

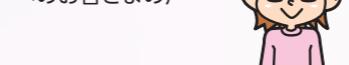
日曜日の昼



相手の方からの連絡
相手の方からの休日の
問合わせにも対応

I'm ZIDAN

へのお客さまの声



連休前に事故を起こしてしまいました。連休中、相手の方から責任割合のことで何度も電話があり困っていましたが、あいおいニッセイ同和損保へ相談したところ、休日にもかかわらず社員の方が相手の方へ連絡し、責任割合についてしっかり説明してくれました!相手の方も納得してくれたので、とても安心しました。

(注1)ご契約内容に応じて手配できない場合があります。

(注2)話し合いで解決が困難な場合等、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

幅広くお客様のニーズに お応えする補償をご用意しています

「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いできない主な場合」や「被保険者(補償の対象となる方)」等について、「パンフレット別冊」に記載しています。右のように二次元コードおよびURLを各補償・特約のページに掲載していますのでご参照ください。インターネット環境のない方は、代理店・扱者または当社までご連絡ください。



保険金をお支払いできない主な場合等
(「パンフレット別冊」)はこちら
<https://saponavi.jp/movies/aioi/pdf18>



相手への賠償(対人)^(注1)

対人賠償保険

相手の方を死傷させた場合の補償

対人臨時費用特約

弔慰金等の臨時費用に

対歩行者等傷害特約

対人賠償保険で補償されない相手過失分も補償

5 ページ

相手への賠償(対物)^(注1)

対物賠償保険

相手のものを壊した場合の補償

対物超過修理費用特約

対物賠償保険で補償されない時価額を超えた分も補償

6 ページ

人の損害

おケガの補償

人身傷害保険

ご契約のオートバイに乗車中の方等が死傷した場合の補償

交通事故特約

他人の自動車に乗車中や歩行中・自転車乗車中等の自動車事故だけでなく自転車に乗車中や駅構内の階段で転んでケガをした場合等も補償

7 8 ページ

入院・後遺障害における人身傷害諸費用特約

ホームヘルパー雇用費用等、事故後の生活を支えるために必要なさまざまな保険金をお支払い

傷害一時金特約 搭乗者傷害(入通院/一時金)特約

入通院時の日用品購入等の当座の出費に

傷害一時金倍額払特約 搭乗者傷害(入通院/一時金)倍額払特約

入通院時の一時金を2倍に

任意セット

任意セット

倍額払

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約

死亡・後遺障害を被った場合に保険金を定額でお支払い

自損傷害特約

相手のいない単独事故等で死傷した場合の補償

無保険車傷害特約

無保険車との事故により死亡・後遺障害を被った場合の補償

任意セット

任意セット

倍額払

お車・物の損害

オートバイの補償

車両保険

ご契約のオートバイが壊れた場合の補償

全損時諸費用特約

全損時の廃車費用や新車登録費用等、さまざまな費用に

全損時諸費用倍額払特約

全損時諸費用特約の支払保険金の額を2倍に

任意セット

倍額払

9 10 ページ

車両保険無過失事故特約

「もらい事故」等の場合に、等級をダウンせずに車両保険を利用できます

自動セット

クルマのトラブルサポート^(11 12 ページ)

ロードアシスタンスサービス

24時間365日、オートバイのトラブルのときに駆け付けます

ロードサービス費用特約

事故や故障等により搬送された場合等に必要となった費用を補償

任意セット

任意セット

その他の補償^(13 14 ページ)

他車運転(二輪・原付)特約

借りたオートバイでの事故をご自身の保険で補償

臨時代替自動車特約

整備・修理・点検等の間に臨時に借りた自動車での事故をご自身の保険で補償

弁護士費用(自動車事故型)特約

弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約

保険会社が示談交渉を行えない「もらい事故」の場合等に弁護士費用等をお支払い

日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約

日常生活の賠償事故を補償

車内外身の回り品特約

大切な身の回り品の損害を補償

ファミリーバイク(人身傷害型)特約

ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約

原動機付自転車の事故を補償

任意セット

任意セット

任意セット

任意セット

(注1) 対人賠償保険または対物賠償保険をセットしたご契約に、「不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約」「心神喪失等による事故の被害者救済費用特約」(P6参照)が自動的にセットされます(「自動セット」)。

(注2) 対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険のいずれかを必ずセットしてください。

(注3) 車両保険「7補償限定」特約をセットしないご契約に自動的にセットされます(「自動セット」)。

(注4) 記名被保険者(P7、P16参照)が個人の場合、または法人で指定運転者(P16参照)を設定した場合で、ご契約のオートバイが自家用二輪自動車または原動機付自転車の場合に自動的にセットされます(営業用二輪自動車にはセットされません)。

相手への賠償 (対人)



対人賠償保険

事故により相手の方を死傷させた場合の補償です。

ご契約のオートバイの事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、自賠責保険等¹で支払われるべき額を超える部分に対して、保険金額(ご契約金額)²を限度に保険金をお支払いします。

対人臨時費用特約



弔慰金等の臨時費用に備えられます。

ご契約のオートバイの事故により、他人を死亡させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、弔問・葬儀参列の際の弔慰金等の臨時費用の支出に備えて、被害者1名につき20万円をお支払いします。

対歩行者等傷害特約



対人賠償保険で補償されない相手過失分も補償します。

ご契約のオートバイの事故により、歩行中や自転車(原動機付自転車を除きます)乗車中の方を死亡させたか、ケガにより入院せた場合^(注1)に、対人賠償保険で補償されない相手の方の過失部分を含んだ損害の額^(注2)をお支払いします(自賠責保険等や対人賠償保険等の保険金または共済金は、損害の額^(注2)から除きます)。

(注1)相手の方が通院のみによって治療された場合または通院のみによって治療された後に後遺障害が発生した場合は、保険金をお支払いできません。

(注2)損害の額は、普通保険約款に定める人身傷害条項損害額基準に従い当社で算出しますので、対人賠償保険の損害賠償の額と異なる場合があります(この場合、対歩行者等傷害特約からのお支払額がないことや、相手の方の過失部分の額より増減することがあります。下記具体例は、それぞれの額が同一の場合となります)。なお、算出に際しては、すべて公的制度(健康保険・労働者災害補償制度等)を利用したものとして算出します。例えば、治療費について公的制度を利用しなかった場合であっても、公的制度を利用したものとみなします。

POINT 相手の方が歩行中や自転車乗車中のときには、責任割合³に対する理解が得られず、解決まで時間がかかる場合がありますが、対歩行者等傷害特約があれば安心です。

例えばこのような事故のとき

自転車に乗っていた相手と出合頭で衝突。

相手の方は入院することに…

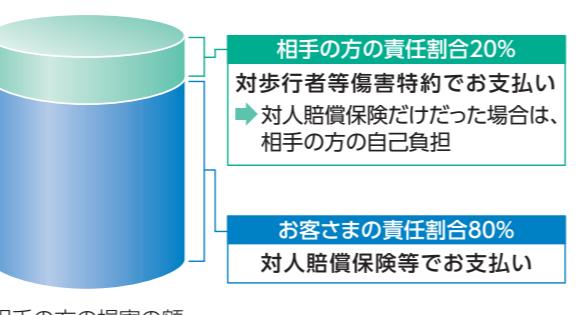


責任割合 お客さま80:相手の方20

※責任割合は一例です。

⚠️ 相手の方の損害の額が人身傷害条項損害額基準に従い算出した額と対人賠償保険の損害賠償の額で異なる場合や、相手の方が公的制度(健康保険・労働者災害補償制度等)を利用されない場合、他の人身傷害保険等を請求することが可能な場合は上記イメージと異なります。

【補償イメージ】



相手への賠償 (対物)



保険金をお支払いできない主な場合等(「パンフレット別冊」)はこちら
<https://saponavi.jp/movies/aioi/pdf18>



対物賠償保険



事故により相手のものを壊した場合の補償です。

ご契約のオートバイの事故により、他人の財物を損壊させたり、電車等を運行不能にさせたことについて、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金額(ご契約金額)を限度に保険金をお支払いします。

⚠️ ご契約のオートバイに業務として危険物を積載する場合で火災・爆発・漏えいに起因する対物事故⁴や航空機との対物事故等については、保険金のお支払額は10億円が限度となります。

対物超過修理費用特約



対物賠償保険で補償されない時価額を超えた分も補償します。

ご契約のオートバイの対物事故による相手自動車の実際の修理費が、相手自動車の時価額⁵を上回った場合に、修理費と時価額の差額に責任割合を乗じた額を、1事故1台につき50万円を限度にお支払いします。

⚠️ 実際に相手自動車に損害が発生した日の翌日から6か月以内に修理完了することが保険金の支払条件になります。

相手への賠償 (対人・対物共通)

対人賠償保険または対物賠償保険をセットしたご契約に自動的にセットされます。

自動セット



不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約

対人・対物賠償保険で補償されない「自動運転システムの欠陥」等による事故も補償します。

不正アクセス(ハッキング等)やご契約のオートバイの欠陥等を原因とする、被保険者⁶に法律上の損害賠償責任がない事故が発生した場合に、被害者を救済するための費用をお支払いします。

対人賠償保険または対物賠償保険をセットしたご契約に自動的にセットされます。

自動セット



心神喪失等による事故の被害者救済費用特約

対人・対物賠償保険で補償されない「認知症のご家族の運転」等による事故も補償します。

ご契約のオートバイを運転中の事故について運転者が責任無能力者のため法律上の損害賠償責任がない場合に、被害者を救済するための費用をお支払いします。



用語の
ご説明

1 自賠責保険等

自動車損害賠償保障法ですべての自動車やオートバイに加入が義務付けられている強制保険(責任保険または責任共済)をいいます。自動車・オートバイの運行による対人賠償事故の損害が保険金支払対象になります。保険金支払限度額は死亡3,000万円、後遺障害4,000万円、傷害120万円となります。

2 保険金額(ご契約金額)

保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額(補償限度額)をいいます。なお、対人賠償保険・対物賠償保険は無制限で補償されます。

3 責任割合

交通事故が起きた原因について双方の責任の割合を数値化したものをおいいます。

4 対物事故

対物賠償保険の保険金がお支払いの対象となる事故をいいます。

5 相手自動車の時価額

損害が発生した時および場所における相手自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

6 被保険者

保険契約により補償の対象となり、事故が発生した場合に保険金の支払いを受ける権利を有する方のことです。

補償内容とサービスについて

契約条件等について

その他契約概要のご説明等・事故が起つたう

6

おケガの補償



人身傷害保険

交通事故特約をセットした場合のご説明です。

自動車事故等によりご自身・ご家族・乗車中の方等が死傷した場合の補償です。

任意セット

下記①～④の自動車事故等により、被保険者が死傷した場合に、お客さまの損害の額^(注1)に基づいて、保険金額(ご契約金額)を限度に保険金をお支払いします。なお、労働者災害補償制度から給付がある場合は、その給付額を差し引いてお支払いします。

※①～③において、賠償資力が十分でない無保険車との事故により、被保険者が死亡または後遺障害を被った場合、一律2億円^(注2)を限度に補償します。 ●補償します × 補償できません

被保険者	ご契約のオートバイに乗車中の方	記名被保険者 7 およびそのご家族 8 の方		
補償の対象となる事故	1 ご契約のオートバイに乗車中の事故 	2 他人の自動車 ^(注3) に乗車中の事故 	3 歩行中・自転車乗車中等の自動車事故 	4 自動車事故以外の交通事故
人身傷害保険のみ	○	×	×	×
交通事故特約をセット ^(注4) ^(注5)	○	○	○	○ ^(注6)
お支払対象となる損害	おけがをされたことによる損害 後遺障害を被られたことによる損害 お亡くなりになったことによる損害	積極損害(救助捜索費、治療関係費、文書料、その他の費用)、休業損害、精神的損害 逸失利益、精神的損害、将来の介護料、家屋の改造費、その他の損害 葬儀費、逸失利益、精神的損害、その他の損害		

POINT 1 交通事故特約をセットすると、他人の自動車^(注3)に乗車中や歩行中・自転車乗車中等の自動車事故、または、自転車に乗車中や駅構内(改札口の内側)の階段で転んでケガをした場合等の自動車事故以外の交通事故^(注4)の際も補償されるため安心です。

POINT 2 保険金額は十分な金額で設定してください。なお、重度後遺障害^(注7)を被った場合は保険金額「無制限」で補償します。

【総損害額例】各年令別の損害の額の目安

年令	25才	35才	45才	55才	65才
扶養家族	有(1名)	無	有(2名)	無	有(2名)
死亡された場合	1億円	8,000万円	9,000万円	7,000万円	8,000万円
重度後遺障害 ^(注7) の場合	2億1,000万円	1億9,000万円	1億7,000万円	1億4,000万円	1億円

(注1)「お客さまの損害の額」(治療関係費、休業損害、精神的損害、逸失利益等)の認定は、普通保険約款に定める人身傷害条項損害額基準に従い当社で行いますので、相手の方の賠償基準と異なる場合があります。

(注2)次のいずれかに該当する場合、支払限度額は無制限とします。 ●人身傷害保険の保険金額が無制限の場合 ●重度後遺障害^(注7)を被った場合

(注3)「他人の自動車」には次の①～④に該当する方が所有または常時使用する自動車は含まれません。

①:記名被保険者 ②:①の配偶者⁹ ③:①または②の同居の親族 ④:①または②の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)

の子ただし、④の方が所有または常時使用する自動車は、④の方が自ら運転者として運転中の場合に限り、「他人の自動車」に含まれません。

(注4)人身傷害保険をセットしたご契約で、記名被保険者が個人の場合は、ご希望によりセット可能です。

(注5)人身傷害保険をセットしたご契約で、記名被保険者が法人で指定運転者(P16参照)を設定した場合は、交通事故特約が自動的にセットされます。その場合、「記名被保険者」を「指定運転者」に読み替えて適用します。ただし、「他人の自動車」には記名被保険者である法人が所有または常時使用する自動車は含まれません。

(注6)「自動車事故以外の交通事故」の傷害による損害については、普通保険約款に定める人身傷害条項損害額基準のうち積極損害(治療関係費等)のみお支払いの対象となり、「休業損害」「精神的損害」はお支払いの対象となりません。

(注7)重度後遺障害とは、神経系統や胸腹部臓器の機能等に著しい障害を残し、介護を要する場合をいいます。

P8の「複数のご契約があるお客さまへ」もご確認ください。



入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約

人身傷害保険をセットしたご契約に
ご希望によりセット可能です。

任意セット

ホームヘルパー雇入費用等、事故後の生活を支えるために必要なさまざまな保険金をお支払いします。

人身傷害対象事故¹⁰に伴い、事故後の生活を支るために必要な次の①②の費用保険金をお支払いします。

①入院時人身傷害諸費用保険金

費用の種類	支払限度額
①ホームヘルパー雇入費用	1日あたり2万円
②介護ヘルパー雇入費用	1日あたり2万円
③ベビーシッター雇入費用	③・④を合計して
④保育施設預け入れ費用	1日あたり2万円
⑤ペットシッター雇入費用	⑤・⑥を合計して
⑥ペット専用施設預け入れ費用	1日あたり2万円
⑦差額ベッド費用	1日あたり2万円
⑧転院移送費用	転院1回分 かつ100万円

※ペットは、犬または猫に限ります。

P8の「複数のご契約があるお客さまへ」もご確認ください。



7 記名被保険者

保険申込書・継続確認書や保険証券・保険契約継続証の「記名被保険者」欄に記載された方をいいます。記名被保険者の選定についてはP16をご参考ください。

8 ご家族

記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子をいいます。

9 配偶者

婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

7

用語の
ご説明

8



保険金をお支払いできない主な場合等(「パンフレット別冊」)はこちら
<https://saponavi.jp/movies/aioi/pdf18>



傷害一時金特約

搭乗者傷害(入通院／一時金)特約

入通院時の日用品購入等の当座の出費に備えられます。

人身傷害対象事故^(注1)により、被保険者^(注2)が傷害を被った場合に、治療日数¹²や傷害の部位・症状に応じて、次の一時金をお支払いします。
(注1)搭乗者傷害(入通院／一時金)特約の場合は、「ご契約のオートバイの事故」となります。

(注2)傷害一時金特約における被保険者の範囲は人身傷害保険と同じです。人身傷害保険に交通事故特約をセットする場合は、人身傷害保険およびその特約の被保険者と同じです。ただし、胎児は対象なりません。搭乗者傷害(入通院／一時金)特約では、「ご契約のオートバイに乗車中の方が被保険者となります。

治療日数が4日以内の場合

治療日数が5日以上の場合

同一事故により被った傷害が右表の複数の項目にあたる場合は、それぞれの項目により支払われるべき金額のうち、最も高い金額をお支払いします。

被保険者が被った傷害	支払保険金の額
1 打撲、挫傷、擦過傷、捻挫等下記2～4以外のもの	1万円
2 骨折・脱臼、神経損傷(脳・眼・頸髄・脊髄以外の部位)、上肢・下肢の腱・筋・靭帯の断裂	10万円
3 上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	30万円
4 脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	50万円
	100万円

*1 支払保険金の額が「2倍」となる傷害一時金倍額払特約、搭乗者傷害(入通院／一時金)倍額払特約もあります。

*2 治療日数が5日以上の場合の支払保険金の額が一律10万円となる傷害一時金(1万円・10万円)特約もあります。また、支払保険金の額が「2倍」となる傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約もあります。

下記の▲および複数のご契約があるお客さまへもご確認ください。

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約



死亡・後遺障害を被った場合に、ご契約金額に応じた保険金を定額でお支払いします。

ご契約のオートバイの事故により、被保険者^(注2)が死亡または後遺障害を被った場合に、保険金をお支払いします。

(注2)被保険者は、「ご契約のオートバイの正規の乗車装置またはその装置のある室内に乗車中の方をいいます。

自損傷害特約



相手のいない単独事故等で死傷した場合の補償です。

ガードレールとの衝突や、崖からの転落等のご契約のオートバイの単独事故等により、ご契約のオートバイに乗車中の方またはご契約のオートバイの保有者・運転者が死傷した場合で、自賠責保険等で補償されないときに、保険金をお支払いします。

無保険車傷害特約



無保険車との事故により死亡・後遺障害を被った場合の補償です。

賠償資力が十分でない無保険車との事故により、被保険者^(注2)が死亡または後遺障害を被った場合に、被保険者1名につき一律2億円を限度に保険金をお支払いします。

(注1)記名被保険者が個人の場合は、記名被保険者およびそのご家族の方、「ご契約のオートバイに乗車中の方」となります。記名被保険者およびそのご家族の方は、歩行中・自転車乗車中等の無保険車との自動車事故や「ご契約のオートバイ以外の自動車に乗車中の無保険車との自動車事故」も、補償の対象となります。

(注2)記名被保険者が法人の場合は、「ご契約のオートバイに乗車中の方のみ」が被保険者となります。記名被保険者が法人で指定運転者(P16参照)を設定した場合は、「記名被保険者」を「指定運転者」と読み替えて適用します。

入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約、傷害一時金特約^(注)をセットするお客さまへ

交通事故特約をセットする場合は、交通事故特約の支払対象事故についても入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約、傷害一時金特約^(注)のお支払いの対象となります。

(注)傷害一時金倍額払特約、傷害一時金(1万円・10万円)特約、傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約を含みます。

複数のご契約があるお客さまへ

交通事故特約(人身傷害保険)は、1つのご契約のみにセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方が、この特約の支払対象事故にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、重複部分の保険料が無駄になることがありますので、ご契約に際してはご確認ください。

*複数あるご契約のうち、この特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

①交通事故特約(人身傷害保険)は、1つのご契約のみにセットしていれば、「歩行中や特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中の自動車事故」等やご家族も補償の対象となります。

②次の特約は、交通事故特約がセットされていると、「歩行中や特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中の自動車事故」等やご家族も補償の対象となります。2台目以降のお車に交通事故特約をセットしないことによって、補償の重複をなくすことができます。

●入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約 ●傷害一時金特約 等

オートバイの補償



車両保険



対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険のいずれかを必ずセットしてください。

任意セット

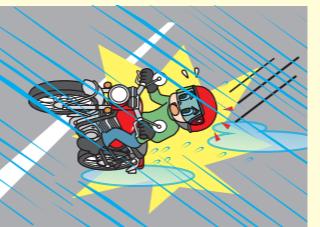
事故によりご契約のオートバイが壊れた場合の補償です。

ご契約のオートバイが衝突、接触等の事故によって損害を被った場合に、車両保険金額(ご契約金額)を限度に保険金をお支払いします(車両保険金額は市場販売価格相当額¹³を参考にお決めください)。車両保険では免責金額¹⁴を設定できます。

POINT **10補償限定¹⁵・7補償限定¹⁶ではご契約のオートバイがスリップ転倒したときの事故は補償されません。**

スピードの出しすぎによるガードレールとの衝突や、雨天時のスリップ等の単独事故は、補償されないため万が一の事故にしっかり備えて、一般補償でのご契約をおすすめします。

※事故によるご契約のオートバイの窓ガラス破損による損害は10補償限定および7補償限定でも補償されます。



○補償します ✗補償できません	補償する事故 (主な事故例)	①ご契約のオートバイ以外の自動車との衝突・接触 ^(注1)	②乗用具との衝突・接触	③歩行者・動物 ^(注2) との衝突・接触	④火災・爆発	⑤盗難	⑥騒擾、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
ご契約タイプ							
一般補償	○	○	○	○	✗	○	
10補償限定 ^(注3)	○	○	○	○	✗	○	
7補償限定 ^(注3)	✗	✗	✗	○	✗	○	

補償する事故 (主な事故例)	⑦台風・竜巻・洪水・高潮	⑧落書、いたずら ^(注4) 、窓ガラス破損	⑨飛来中または落下中の他物との衝突	⑩その他の偶然な事故(①～⑨および⑪～⑯に該当する事故を除きます)	⑪電柱・ガードレール等の他物との衝突・接触	⑫墜落・転覆	⑬地震・噴火・津波
ご契約タイプ							
一般補償	○	○	○	○	○	○	✗
10補償限定 ^(注3)	○	○	○	○	✗	✗	✗
7補償限定 ^(注3)	○	○	○	○	✗	✗	✗

(注1)「運転者または所有者が確認できない自動車(あて逃げ等の場合)」や「ご契約のオートバイの所有者が所有する別のオートバイまたは自動車」を含みます。

(注2)鳥類等、飛来中の動物との衝突は「⑨飛来中または落下中の他物との衝突」に含まれます。

(注3)ご契約のオートバイが二輪自動車の場合にセットできますが、原動機付自転車の場合にはセットできません。

(注4)「いたずらの損害」には、「ご契約のオートバイの運行によって発生した損害」および「ご契約のオートバイと他の自動車(オートバイ・原動機付自転車を含みます)との衝突または接触によって発生した損害」を含みません。

故障による損害(バッテリー上がりを含みます)、タイヤ(チューブを含みます)のみの損害(火災による損害を除きます)やご契約のオートバイに定着されていない付属品のみの損害(火災による損害を除きます)は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。



用語の
ご説明

13 市場販売価格相当額

ご契約のオートバイと同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度のオートバイの市場販売価格相当額のこと、当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された価格または当社が別に定める方法に従ってその他の客観的資料により算出した価格をいいます。

14 免責金額

被保険者の自己負担となる金額であって、保険証券・保険契約継続証に記載された免責金額をいいます。免責金額を設定すると保険料は割安になります。

15 10補償限定

車両保険「10補償限定」特約をセッテしたご契約タイプをいいます。この特約は、車両保険をセッテしたご契約(車両保険の免責金額が5万円または7万円の場合に限り)にご希望によりセッテ可能です。ただし、ご契約のお車が原動機付自転車の場合は対象となりません。また、車両保険「10補償限定」特約がセッテされたご契約は対象となりません。

16 7補償限定

車両保険「7補償限定」特約をセッテしたご契約タイプをいいます。この特約は、車両保険をセッテしたご契約(車両保険の免責金額が5万円または7万円の場合に限り)にご希望によりセッテ可能です。ただし、ご契約のお車が原動機付自転車の場合は対象となりません。また、車両保険「7補償限定」特約がセッテされたご契約は対象となりません。



保険金をお支払いできない主な場合等(「パンフレット別冊」)はこちら
<https://saponavi.jp/movies/aioi/pdf18>



補償内容とサービスについて

契約条件等について

その他契約概要のご説明等・事故が起つたり

10

車両保険をセットしたご契約に自動的にセットされる特約



車両保険無過失事故特約

車両保険「7補償限定」特約をセッテしたご契約には、セッテできません。

次の①～③のいずれかの条件に該当する場合に、次契約の等級・事故有係数適用期間の決定においてノーカウント事故¹⁷として取り扱い、車両保険金をお支払いします。ただし、①または②に該当する場合は、「相手自動車(所有者がご契約のオートバイの所有者と異なる自動車)」と「その運転者または所有者」が確認できる場合に限ります。

①ご契約のオートバイと相手自動車との衝突・接触事故で、その事故が次の(a)～(d)のいずれかに該当し、かつ、客観的事実に照らしてご契約のオートバイを使用または管理していた方に過失がなかったことが認められる場合

(a) 相手自動車に追突された事故	(b) 相手自動車のセンターラインオーバーによる事故	(c) 相手自動車の赤信号無視による事故	(d) 駐停車中に相手自動車に衝突・接触された事故

②上記①以外のご契約のオートバイと相手自動車との衝突・接触事故で、当社がその事故状況を調査した結果、ご契約のオートバイを使用または管理していた方に過失がなかったと認められる場合

③不正アクセス(ハッキング等)やご契約のオートバイの欠陥等に起因して、他物との衝突・接触事故やご契約のオートバイの転覆・墜落事故が発生し、ご契約のオートバイの所有者および運転者に過失がなかったことが確定した場合または判例等に照らして認められる場合



車両価額協定保険特約が自動的にセッテされます。詳細は、「パンフレット別冊」をご参照ください。

※車両価額協定保険特約の不適用に関する特約、リースカー車両費用特約、車両「帳簿価格」協定保険特約をセッテしたご契約には適用されません。

全損時諸費用特約



全損時の廃車費用や新車登録費用等、さまざまな費用に備えられます。

ご契約のオートバイが車両事故¹⁸により全損となった場合で、車両保険の保険金が支払われるときに、車両保険金額の10%(下限10万円、上限20万円)をお支払いします(支払保険金の額が「2倍」となる全損時諸費用倍額特約もあります)。

近年、降雹による被害が増加しています。お客様の大切なお車を守るためにご活用ください!



アプリ版限定

降雹・豪雨アラート

cmapでは、台風・豪雨・地震等のリスク情報を無償で一般公開しています。



iPhone



Android

今すぐアプリをダウンロード!



詳細は、cmap公式HPをご覧ください。



(注)豪雨は最大60分前に予測します。cmapで表示する予測はシミュレーションによる予測結果であり、被害の防止を保証するものではありません。



用語の
ご説明

9

18 車両事故

車両保険の保険金がお支払いの対象となる事故をいいます。

クルマのトラブルサポート



故障やトラブルの応急作業やレッカーハンドル・宿泊・移動サポートのサービスをご利用いただけます。

ご契約のオートバイが事故または故障・トラブルにより自力走行不能となり修理工場等に

①搬送等 レッカーハンドル急行サポート

現場から修理工場までの搬送や、落輪等の際の路面への引き戻し作業等を行い、これらの作業に必要な費用を限度額無制限にお支払いします。^{(注1)(注2)}

(注1)原則として最短経路での搬送に要した費用に限り、寄り道等した場合の費用は対象外となります。

(注2)お客様自身で業者を手配された場合は、ロードサービス費用特約の運搬費用保険金での補償となります(1回の事故等につき15万円(車両保険をセットする場合は、車両保険金額の10%または15万円のいずれか高い金額)を限度にお支払いします)。

*1 スタック(雪道、泥道、砂利道または凍結道等でタイヤが単にスリップまたは空転し走行できない状態)時の引き戻しは対象なりません。

*2 ロードアシスタンスサービスのレッカーハンドル急行サポートが利用できる場合は、ロードサービス費用特約に優先してレッカーハンドル急行サポートをご提供します。

*3 ロードアシスタンスサービスでは、お客様のレッカーハンドルへの同乗を原則禁止とします。

*4 ロードサービス費用特約と車両保険に定める運搬費用のいずれもお支払いできる場合は、ロードサービス費用特約からお支払いし、車両保険に定める運搬費用はお支払いしません。

*5 電気等によって自力走行不能となった地から充電施設までの搬送等にかかる費用もお支払いします。



当社への事前連絡で
費用無制限

※ロードサービス費用特約とサービスのご説明です(任意セット)。

⚠ ロードアシスタンスサービスのご利用の際は、当社への事前連絡が必要です。



保険金をお支払いできない主な場合等(「パンフレット別冊」はこちら
<https://saponavi.jp/movies/aioi/pdf18>



不能¹⁹となった場合に、24時間365日現場に駆け付け、①搬送等や②応急作業を行います(ロードアシスタンスサービス)。搬送された場合や盗難された場合等に必要となる下記③・④の費用はロードサービス費用特約で補償します。

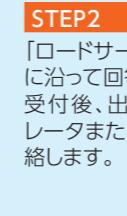
事故または故障・トラブルのときは、必ず事前に下記へご連絡ください!

- お電話で「あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター(0120-024-024)」にご連絡ください(裏表紙参照)。
- LINEでもロードアシスタンスサービスをご利用いただけます。

STEP1

下記の二次元コードから「あいおいニッセイ同和損保ロードサービス」を友だち追加してください。

LINEの友だち
追加はこちら!



STEP2
「ロードサービス依頼」をタップし、質問に沿って回答を選択してください。受付後、出動業者を手配のうえオペレータまたは出動業者から電話でご連絡します。



*1 本サービスは、電話機能およびLINEアプリをご利用いただけるスマートフォン端末のみ、ご利用いただけます。

*2 LINEおよびLINEロゴは、LINEヤフー株式会社の商標または登録商標です。

インターネットで依頼したロードサービスのトラブルにご注意!



【トラブルの例】

- ・サイトや広告とは異なる費用や事前説明のない費用を請求された
- ・ロードサービス業者から「全額損害保険会社に請求できる」と虚偽の説明をされ、自己負担が発生した

トラブルにあわないためにも、搬送等が必要な場合は、必ず、事前に「あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター」等へご連絡ください!



耳や言葉の不自由なお客さまも、Web機能や「手話・筆談通訳サービス」を使って当社担当者へご連絡いただけます。詳細は、当社ホームページをご参照ください。

【手話・筆談通訳サービス】

テレビ電話を通じて、お客様とオペレーターが手話や筆談でやりとりし、それと同時に当社担当者へ電話(音声)にて通訳します。



- 保険金をお支払いする際には、各費用を負担したときの領収書等が必要になる場合があります。
- ご契約のお車の走行不能の発生原因が、燃料切れ(電欠等を除きます)等の場合は、ロードサービス費用特約のお支払いの対象となりません。
- ロードアシスタンスサービスの対象となるオートバイは、保険証券・保険契約継続証に記載されたご契約のオートバイとなります。
※包括契約、共同保険で当社が非幹事としてお引受けしたご契約は対象となりません。また、「ファミリーバイク(人身傷害型)特約」「ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約」対象の原動機付自転車、「他車運転(二輪・原付)特約」対象のオートバイ等、ご契約のオートバイ以外のオートバイは対象となります。
- ロードアシスタンスサービスをご利用いただける方は、ご契約のオートバイに乗車中の方(一時にご契約のオートバイから離れていた場合であっても、事故または故障・トラブルの前後の状況から乗車していたとみなされる方を含みます)となります。ご契約のオートバイの使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のオートバイに乗車中の方はご利用いただけません。
- 出動業者の現場への到着は天候・交通事情等により遅延することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ロードアシスタンスサービスは、当社の提携会社であるMS&ADグランアシスタンス(株)がご提供します。必ず、事前に「あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター」へご連絡ください。
- ロードアシスタンスサービス(レッカーハンドル急行サポート(初期対応コンシェルジュサービス)・クイック修理サービス)はロードサービス費用特約をセットした場合にご利用いただけます。ロードサービス費用特約のセットを希望されない場合は、代理店・扱い手または当社までお問い合わせください。ただし、その場合はロードアシスタンスサービスをご提供しません(有料による出動業者への取次ぎも行いません)。
- インターネットで検索したレッカーハンドル急行サポート(初期対応コンシェルジュサービス)・クイック修理サービスへ事前にご連絡いただけない場合、ロードアシスタンスサービスの対象となります。なお、お客様ご自身で手配された搬送等の費用は、ロードサービス費用特約の対象となる場合がありますが、限度額の範囲内であっても、必要かつ妥当な費用に限ります。

サービス利用規約およびご利用方法については、ご契約後に保険証券・保険契約継続証と共にお送りする「自動車保険サービスガイド」でご確認ください(Web約款をご利用のお客さまは、当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」にログインのうえ、ご確認をお願いします)。



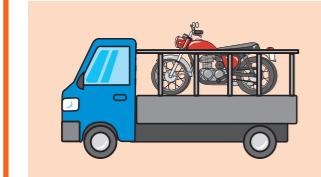
用語の
ご説明

19 自力走行不能

車両が物理的もしくは機能的に走行できない状態、または法令により走行が禁じられている状態(ご契約の二輪自動車・原動機付自転車に収納されたヘルメットが取り出せないことにより運転をしてはならない状態を含みます)をいいます。

③修理後の搬送費用

ご契約のオートバイの修理完了後、ご自宅やご契約のオートバイの保管場所等に搬送するために実際に負担した費用をお支払いします。



③と④の保険金を合計して
1回の事故等につき
15万円限度
(修理後搬送費用保険金)

④修理後の引取費用

ご契約のオートバイの修理完了後、ご契約のオートバイを引き取るために実際に負担した交通費から免責金額1,000円を差し引いた金額をお支払いします。



③と④の保険金を合計して
1回の事故等につき
15万円限度
(修理後引取費用保険金)

補償内容とサービスについて

契約条件等について

その他契約概要のご説明等・事故が起つたらい

その他の補償等



保険金をお支払いできない主な場合等(「パンフレット別冊」)はこちら
<https://saponavi.jp/movies/aioi/pdf18>



他車運転(二輪・原付)特約

記名被保険者が個人の場合、または法人で指定運転者を設定した場合で、ご契約のオートバイが自家用二輪自動車または原動機付自転車の場合に自動的にセットされます(営業用二輪自動車にはセットされません)。

自動セット



臨時代替自動車特約

自動セット

整備・修理・点検等の間に臨時に借りた自動車での事故をご自身の保険で補償します。

ご契約のオートバイが整備・修理・点検等のために整備工場等の管理下にあって使用できない間に、記名被保険者が臨時に借用した自動車^(注1)を使用しているときの事故について、臨時に借用した自動車^(注1)をご契約のオートバイとみなして、ご契約のオートバイの契約条件に従い、保険金(対人賠償・対物賠償・人身傷害・自損傷害・無保険車傷害・車両)をお支払いします^(注2)。

(注1) 記名被保険者、その配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子およびこれらの方の役員・使用者が所有(所有権留保条項付売買契約による購入および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます)する自動車を除きます。

(注2) 運転者年令条件を設定した場合は、運転者年令条件を満たさない方が運転中の事故については、原則として保険金をお支払いできません。



弁護士費用に関する特約

任意セット

保険会社が示談交渉を行えない「もらい事故」の場合等に弁護士費用等をお支払いします。

被保険者が自動車事故や日常生活事故^(注1)によって、身体や財物に被害を被り、相手の方に損害賠償請求を行う場合、または自動車事故によって被保険者に法律上の賠償責任がないにもかかわらず、損害賠償請求された場合における弁護士・損害賠償請求等費用(300万円限度^(注2))、法律相談費用(10万円限度)について、保険金をお支払いします。

特約名	補償する事故	自動車事故	日常生活事故 ^(注1)	○ 補償します ✗ 補償できません
弁護士費用(自動車事故型)特約	○	✗		
弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約 ^(注3)	○	○		

(注1) 日常生活事故とは、「歩行中、自転車に追突されケガをしてしまった場合」等、自動車事故以外の、日本国内で発生した偶然な事故をいいます。

(注2) 弁護士・損害賠償請求等費用の実費が300万円以内の場合であっても、特約に定める各費用(着手金・報酬金等)の支払限度額を超える金額については、自己負担となります。

(注3) 記名被保険者が個人の場合にご希望によりセット可能です。

POINT 保険会社が示談交渉を行えない「もらい事故」の場合等に弁護士費用等をお支払いします。

自動車事故	日常生活事故
追突された! 相手は全く 賠償してくれる 様子がない	相手の車がセンターラインを 越えてきて衝突! こちらには 全く非がないのに相手が弁護 士を通して賠償請求してきた

⚠ 弁護士等に委任する場合は、当社の事前承認が必要ですので、あらかじめ当社へご連絡ください。 下記の「複数のご契約があるお客さまへ」もご確認ください。

複数のご契約があるお客さまへ

次の特約は、1つのご契約のみにセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方が、これらの特約の支払対象事故にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、重複部分の保険料が無駄になることがありますので、ご契約に際してはご確認ください。
※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 弁護士費用(自動車事故型)特約^{(注1)(注2)} / 弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約^(注1)
- 日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約
- ファミリーバイク(人身傷害型)特約 / ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約

(注1) 記名被保険者が個人の場合に限ります。また、これらの特約では、特約をセットしないご契約のオートバイを「友人・知人等」が運転する場合、「友人・知人等」は補償できません。

(注2) 記名被保険者が法人の場合は、ご契約のオートバイに乗車中の方、ご契約のオートバイ(ご契約のオートバイの積載物を含みます)のみが補償対象となりますので、自動車ごとに特約をセットしていただく必要があります。

上記以外にもさまざまな補償をご用意しています。詳細は、「パンフレット別冊」をご参照ください。

日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約



日常生活の賠償事故を補償します。

①日本国内外において発生した日常生活における偶然な事故により、被保険者が他人を死傷させたり他人の財物(受託物を除きます)を損壊させたこと、または日本国内で被保険者が電車等を運行不能にさせたこと、②日本国内外において発生した偶然な事故により、被保険者が日本国内で受託した受託物の損壊、紛失または盗取等について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

- 日本国での事故に対しては、支払限度額がありません(保険金額は無制限です)。日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約における日本国外での事故に対しては、3億円が支払限度額となります。
- 受託物の損害に対しては、1個または1組につき100万円が支払限度額となります。
- 日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約において、日本国外での事故については示談交渉を行いません。

POINT 1 日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約では、次のような日常生活にひそむ賠償リスクを補償します。

自転車乗車中の事故

自転車に乗っていて
歩行者にぶつかり
ケガをさせてしまった!

自転車乗車中の事故以外

飼い犬が
近所の子どもに
噛みつけた!

自転車乗車中の事故以外

水漏れを起こし
階下のお宅の家具を
汚してしまった!

友人から数日間借りている
カメラを使用中に誤って
落として壊してしまった!

POINT 2 日本国で発生した事故について、相手の方との示談交渉は、当社が行いますのでご安心ください。

- ⚠ 相手の方が当社と直接折衝することに同意しない場合や被保険者が正当な理由なく当社への協力を拒まれた場合等には、当社は相手の方との示談交渉はできませんのでご了承ください。なお、話し合いで解決が困難な場合等、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

P13の「複数のご契約があるお客さまへ」もご確認ください。

車内外身の回り品特約



大切な身の回り品の損害を補償します。

ご契約のオートバイで外出中またはご契約のオートバイの日常保管中^(注1)に、偶然な事故によって発生した個人所有の身の回り品の損害に対して、1事故につき30万円を限度に保険金をお支払いします。

(注1) 運転者年令条件を設定した場合は、運転者年令条件を満たさない方が運転中の事故については、原則として保険金をお支払いできません。
※「身の回り品に含まれない物」は「パンフレット別冊」をご参照ください。

ファミリーバイクに関する特約



原動機付自転車の事故を補償します。

記名被保険者が個人の場合にご希望によりセット可能です。
ただし、レンタカーおよび教習用自動車を除きます。

任意セット

適用される補償	相手への賠償(対人)		おけがの補償		
特約名			相手がある事故 [交差点での 衝突事故等]	相手のない 単独事故 (自損事故)	無保険車との 衝突事故
ファミリーバイク (人身傷害型)特約	○	○	○	○	○
ファミリーバイク (自損・無保険車傷害型)特約	✗	○	✗	○	○

(注1) 運転者年令条件を設定している場合であっても、被保険者が原動機付自転車を使用中に起こした事故等は補償の対象となります。
※保険金のお支払い対象となる特約の詳細は、「パンフレット別冊」をご参照ください。

P13の「複数のご契約があるお客さまへ」もご確認ください。

ご契約内容の変更手続きや継続契約の手続きをうつかりお忘れになった場合に備え、次のサポート機能をご用意しています。

■ご契約のオートバイの入替自動補償特約

保険契約締結日^(注1)以降に、新たにオートバイを取得し、廃車・譲渡・リース業者へ返還したご契約のオートバイと入替をする場合で、所定の条件を満たすときは、新たなオートバイの取得日の翌日から起算して「30日以内」に入替手続きを行っていただくことにより、取得日から車両入替の承認をするまでの期間について、新たなオートバイをご契約のオートバイとみなして補償します^(注2)（取得日以降の期間に対する追加保険料の払込みが条件です）。

（注1）継続手続特約または継続手続忘れサポート特約の規定により継続されたご契約である場合は、始期日とします。

（注2）車両保険については、新たなオートバイを取得した時および場所における新たなオートバイの価額を車両保険金額とします。

※ご契約のオートバイが二輪自動車の場合は二輪自動車への入替、原動機付自転車の場合は原動機付自転車への入替に限ります。

⚠️ 入替手続きが、新たなオートバイの取得日の翌日から起算して「31日以後」の場合には、お客様のご契約に適用している対人賠償保険、対人臨時費用特約、対物賠償保険、対物超過修理費用特約、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の保険金のみがお支払い対象となります（入替手続きが満期日の翌日から起算して30日を超えた場合は、保険金をお支払いできません）。

■運転者年令条件特約

運転者年令条件を変更しなければならない以下のいずれかの場合に、その手続きをお忘れになっても、その事実発生日の翌日から起算して「30日以内」に契約内容変更の手続きを行っていただくことにより、変更後の補償内容を適用します（追加保険料の払込みがない間は適用しません）。

- ・保険契約締結日^(注1)以降に、記名被保険者、記名被保険者の配偶者^(注2)、記名被保険者またはその配偶者^(注2)の同居の親族が新たに運転免許証または仮運転免許証を取得した場合
 - ・ご契約のお車の用途車種が「特定小型原動機付自転車」の場合で、保険契約締結日^(注1)以降に、記名被保険者、記名被保険者の配偶者^(注2)、記名被保険者またはその配偶者^(注2)の同居の親族が運転資格を有するようになった場合
 - ・保険契約締結日^(注1)以降に、新たに記名被保険者の配偶者^(注2)、記名被保険者またはその配偶者^(注2)の同居の親族に該当した場合
- （注1）継続手続特約または継続手続忘れサポート特約の規定により継続されたご契約である場合は、始期日とします。
- （注2）婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方は含みませんので、ご注意ください。

⚠️ 契約内容変更の手続きが、事実発生日の翌日から起算して「31日以後」の場合には、お客様のご契約に適用している対人賠償保険、対人臨時費用特約、対物賠償保険、対物超過修理費用特約、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の保険金のみがお支払い対象となります（契約内容変更の手続きが満期日の翌日から起算して30日を超えた場合は、保険金をお支払いできません）。

■継続手続特約

満期時における継続契約の手続きをお忘れになった場合（お客様と連絡が取れない場合等）に、自動的に継続し、保険料の口座振替等を行います^(注1)。満期日までに当社からこの特約を適用しない旨の連絡^(注2)を行ったり、お客様から継続しない旨の申出があった場合は自動的に継続しません。

（注1）所定の期日までに保険料の払込みがなかった場合は、自動的に継続しません。

（注2）過去の事故の発生状況により契約条件の見直しが必要な場合や、2年連続してお客様と連絡が取れない場合等は、あらかじめ当社から特約を適用しない旨をご連絡します。この場合は、自動的に継続しません。

- 口座振替等のキャッシュレスで契約していただく場合に限りセットできます。ただし、ノンフリート多数割引（P19参照）が適用されるご契約等、セットできない場合があります。
- 代理店・扱いにより、取扱いできない場合があります。

■継続手続忘れサポート特約

継続契約の手続きをお忘れになった場合でも、継続前のご契約の満期日の翌日から起算して「30日以内」に手続きを行っていただき、所定の条件を満たすときは、継続前のご契約と同一の補償内容で継続したものとみなします。

※1 継続手続特約により継続契約が締結された場合は、この特約を適用しません。

※2 この特約は、2回連続して適用することはできません。

クルマの安心サポート

自動セット

■健康・医療・介護ご相談（健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供／介護のご相談）

■クルマのトラブル（法律）・税務ご相談（法律のご相談／税務のご相談）

クルマの安心サポート

良い サービス

コール

0120-4132-56 無料

*おかげ間に違いにご注意ください。
*音声案内に従ってご利用の番号をプッシュしてください。
ご利用にあたっては、保険契約者または記名被保険者のお名前、
ご加入の保険商品名の他、証券番号またはサービスガイドに掲載
されたサービスご利用番号（4桁）が必要になります。

上記はサービスの概要を記載したものです。サービス利用規約およびご利用方法については、ご契約後に保険証券・保険契約継続証と共に送りする「自動車保険サービスガイド」でご確認ください（Web約款をご利用のお客さまは、当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」にログインのうえ、ご確認をお願いします）。

契約条件等について

記名被保険者の設定等

1 記名被保険者について

（1）記名被保険者をご確認ください。

記名被保険者は、「対人賠償保険・対物賠償保険等の被保険者（補償の対象となる方）の範囲」、「等級・事故有係数適用期間の継承範囲」、「記名被保険者年令別料率区分」等を決めるための重要な事項です。

ご契約のオートバイを「主に使用される方」^(注)等から1名（法人が使用される場合は1法人）を設定してください。

（注）ご契約のオートバイを「主に使用される方」とは、次のいずれかの方をいいます。

①主たる運転者（運転頻度の高い方）

②「ご契約のオートバイの所有者」や「自動車検査証上の使用者」等、実際にご契約のオートバイを自由に支配・使用している方

（2）記名被保険者の生年月日をご確認ください。 記名被保険者が個人で、ご契約のオートバイが二輪自動車の場合

運転者の年令条件を「21才以上補償」または「26才以上補償」でご契約の場合は、始期日時点での記名被保険者の年令に応じて、「記名被保険者年令別料率区分」の保険料を適用します。

「記名被保険者年令別料率区分」は、保険料を算出するための区分であり、補償される運転者の範囲ではありません。

【記名被保険者年令別料率区分】

21才以上補償	69才以下	70~74才	75~79才	80才以上
26才以上補償・35才以上補償	29才以下 30~39才 40~49才 50~59才 60~64才 65~69才			

※1 記名被保険者を変更する場合、変更後の記名被保険者の始期日時点での年令に応じて、「記名被保険者年令別料率区分」の保険料を適用します。

※2 保険期間が1年を超えるご契約の場合、保険年度ごとに、始期日の応当日時点での記名被保険者の年令に応じて、「記名被保険者年令別料率区分」を適用します。

2 指定運転者の設定について

指定運転者についてご確認ください。 記名被保険者が法人の場合

記名被保険者が法人の場合、法人の代表権を有する方1名を「指定運転者」として設定することにより、指定運転者とそのご家族^(注1)の方が他の自動車を運転中、他の自動車に乗車中または歩行中・自転車乗車中の場合等、下表の各特約に基づき補償を受けることが可能となります。補償内容の詳細は、P7、8、13および「パンフレット別冊」をご覧ください。

適用される特約

交通事故特約^(注2)

無保険車傷害特約^(注3)

他車運転（二輪・原付）特約^(注4)

（注1）ご家族とは、指定運転者の配偶者、指定運転者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます）の子をいいます。

（注2）人身傷害保険がセットされているご契約に限ります。

（注3）無保険車傷害特約がセットされているご契約に限ります。

（注4）ご契約のオートバイが二輪自動車の場合は、「自家用」である場合に限ります。

複数のご契約があるお客さまへ

1つのご契約のみに指定運転者を設定していれば、指定運転者またはそのご家族の方が「歩行中や特約の条件を満たす他の自動車に乗車中等の自動車事故」にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約に同一の指定運転者を設定したときは、他のご契約によって補償することも可能なため、重複部分の保険料が無駄になることがありますので、ご契約に際してはご確認ください。

※複数あるご契約のうち、指定運転者を1つのご契約のみに設定している場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化（同居から別居への変化等）があったときに、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

3 補償される運転者の範囲について

運転者年令条件を設定することによって保険料が安くなります。ただし、設定した運転者年令条件を満たさない場合の事故については、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

運転者の年令をご確認ください。

下記「運転者年令条件が適用される方」の中で、ご契約のオートバイを運転する可能性のある最も若い方の年令にあわせて「運転者年令条件」を決めていただきます（原動機付自転車の場合、「年令を問わず補償」「21才以上補償」のいずれかのみ設定できます）。

記名被保険者	運転者年令条件が適用される方
個人	①ご本人（記名被保険者） ②記名被保険者の配偶者 ③①または②の同居の親族 ^(注) ④①～③の方が営む事業の業務（家事を除きます）に従事中の従業員の方
法人	すべての方

運転者年令条件	運転者の年令		
	20才以下	21～25才	26才以上
年令を問わず補償	○	○	○
21才以上補償	×	○	○
26才以上補償	×	×	○

（注）同一の家屋に居住する「6親等内の血族」、「3親等内の姻族」をいいます。

保険料決定の仕組み

保険料決定の仕組み

自動車保険の保険料は、補償内容や運転者の条件等の他、次の要素から構成されています。

ご契約ごとの事故の有無等によって決定される要素

①等級別割引・割増制度

ご契約ごとに前契約での事故の有無等によって決定された等級・事故有係数適用期間に応じて、保険料が変動します。

17 ページ

契約条件によって決定される要素

②各種割引制度

各種割引の適用の有無に応じて保険料が変動します。

19 ページ

1 等級別割引・割増制度

ノンフリート契約では、1~20等級および「無事故」「事故有」の区分による保険料の割引・割増制度があります。

この制度では、保険金をお支払いする事故の有無・区分・件数および事故有係数適用期間⁽²⁰⁾等により、等級および「無事故」「事故有」の区分を決定します(決定した等級および「無事故」「事故有」別の割増率をご契約に適用します。ご契約の事故有係数適用期間が「1~6年」の時は「事故有」の割増率を適用します)。

※本制度はご契約の始期日時点における内容であり、将来変更となる場合があります。

(1)新たに契約する場合の等級・事故有係数適用期間

はじめてのご契約の場合、6等級(S)が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。

なお、2台目以降の自家用二輪自動車^(注1)を新たに契約する場合^(注2)で、次の「セカンドカー割引(複数所有新規契約者に対する特則)の適用条件」に記載の条件をすべて満たしているときには7等級(S)を適用します。また、事故有係数適用期間は0年となります。

はじめてのご契約の場合 6等級(S)



2台目以降のお車を新たに契約する場合 7等級(S)



等級

3%割増

38%割引

セカンドカー割引(複数所有新規契約者に対する特則)の適用条件

●1台目の自家用二輪自動車^(注1)のご契約が11等級以上であること^{(注3)(注4)}

●2台目以降のご契約の記名被保険者およびご契約の自家用二輪自動車の所有者が個人であり、それぞれ次のいずれかに該当すること

記名被保険者

ご契約の自家用二輪自動車の所有者

- 1台目のご契約の記名被保険者
- 1台目のご契約の記名被保険者の配偶者
- 1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

- 1台目のご契約の自家用二輪自動車の所有者
- 1台目のご契約の記名被保険者
- 1台目のご契約の記名被保険者の配偶者
- 1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

(注1)原動機付自転車は含みません。

(注2)ご契約の始期日時点で1台目のご契約がある場合をいいます。

(注3)当社のご契約で保険期間が1年を超える場合は、取扱いが異なります。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(注4)他の保険会社または所定の共済とのご契約を含みます。



20 事故有係数適用期間

「事故有」の割増率を適用する期間(始期日における残り年数)をいい、0年の場合は「無事故」の割増率を適用します。

(2)継続して契約する場合の等級・事故有係数適用期間

継続契約(今回継続するご契約)の等級および事故有係数適用期間は【表1】のとおり決定し、【表2】の等級および「無事故」「事故有」区別の割増率を適用します。

※計算した結果、6等級の場合は6等級(F)を、7等級の場合は7等級(F)を適用します。

POINT

他の保険会社(JA共済および当社の定める他の共済を含みます)からの切り替えでも、等級・事故有係数適用期間を継承できます。



【表1】※前契約の保険期間が1年の場合です。保険期間が1年を超える場合は、取扱いが異なります。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

前契約(満期を迎えるご契約)における事故	無事故・ノーカウント事故		3等級ダウン事故		1等級ダウン事故						
	前契約の等級+1		前契約の等級-3×事故件数		前契約の等級-1×事故件数						
等級 例	前契約 16等級	継続契約 17等級	1つ 上がります	事故1件 の場合	前契約 16等級	継続契約 13等級	事故1件につき 3つ下がります	事故1件 の場合	前契約 16等級	継続契約 15等級	事故1件につき 1つ下がります
	前契約 無事故0年	継続契約 無事故0年	0年で 変わりません	事故1件 の場合	前契約 無事故0年	継続契約 事故有3年	事故1件につき 3年加えます	事故1件 の場合	前契約 無事故0年	継続契約 事故有1年	事故1件につき 1年加えます
	前契約 事故有1~6年	継続契約 事故有2年	1年 引きます	事故1件 の場合	前契約 事故有3年	継続契約 事故有5年	1年引いた後に 事故1件につき 3年加えます	事故1件 の場合	前契約 事故有3年	継続契約 事故有3年	1年引いた後に 事故1件につき 1年加えます

【表2】等級および「無事故」「事故有」区別の割増率表

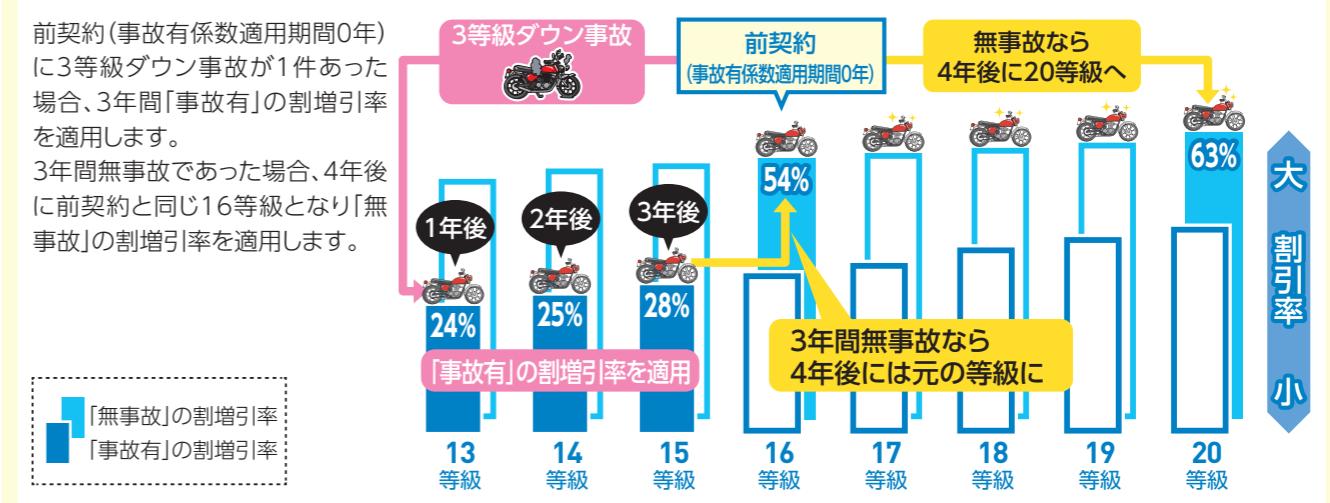
等級	割 増												割 引											
	1 ^(注)	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20				
割増率 (%)	無事故												事故有											
	108	63	38	7	2	13	27	38	44	46	48	50	51	52	53	54	55	56	57	63	14	15	18	19

(注)継続契約に1等級が適用され、かつ、次のいずれも満たす場合、さらに1等級連続事故契約割増(20%割増)を適用します。ただし、レンタカーおよび教習用自動車は除きます。

①前契約(満期を迎えるご契約)の等級が1等級であること

②前契約の保険期間中に3等級ダウン事故または1等級ダウン事故が発生していること、または前契約にこの割増を適用していること

3等級ダウン事故発生時のイメージ



保険料決定の仕組み



保険金をお支払いできない主な場合等(「パンフレット別冊」)はこれら
<https://saponavi.jp/movies/aioi/pdf18>



(3) 等級別割引・割増制度における事故の取扱い

等級別割引・割増制度において、保険金をお支払いする事故があった場合には、事故内容により次の区分となります。

3等級ダウン事故	下記の1等級ダウン事故およびノーカウント事故に該当しない事故
1等級ダウン事故	●火災により車両保険金のみ支払われる事故 ●飛来中または落下中の他物との衝突により車両保険金のみ支払われる事故 等
ノーカウント事故	次の補償・特約に係る事故(事故件数に含めません) 等 ●人身傷害保険 ●対人臨時費用特約 ●対歩行者等傷害特約 ●不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約 ^(注) ●心神喪失等による事故の被害者救済費用特約 ^(注) ●交通事故特約 ●入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約 ●無保険車傷害特約 ●傷害一時金特約 ●傷害一時金倍額払特約 ●傷害一時金(1万円・10万円)特約 ●傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約 ●搭乗者傷害(入通院／一時金)特約 (注)不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の支払いと同時に対人賠償保険または対物賠償保険に付随する特約の保険金支払いがあった場合もノーカウント事故として取り扱います。

*上記以外の事故内容および本制度に関する注意事項等、詳細は、「パンフレット別冊」をご参照ください。

同時に発生した事故の取扱いは以下のとおりです。

- 「3等級ダウン事故」と「ノーカウント事故」 ⇒ 「3等級ダウン事故」 ●「3等級ダウン事故」と「1等級ダウン事故」 ⇒ 「3等級ダウン事故」
●「1等級ダウン事故」と「ノーカウント事故」 ⇒ 「1等級ダウン事故」 ●「ノーカウント事故」と「ノーカウント事故」 ⇒ 「ノーカウント事故」

2 各種割引制度

一部の特約には割引が適用されないため、保険料全体に対する割引率とは一致しません。
割引内容や適用条件等の詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

3・4・6%割引

1保険証券^(注1)で2台以上の自動車^(注2)をまとめてご契約いただく場合、保険料が割引となります。

(注1)複数の保険証券でのご契約であっても、代理店・扱者、各保険証券の始期日・満期日、保険契約者がすべて同一であるときに、ノンフリート多数割引を適用します。

(注2)オートバイを含みます。

※1 記名被保険者が保険契約者ご自身、保険契約者の配偶者、保険契約者またはその配偶者の同居の親族である必要があります。

※2 ノンフリート多数割引適用契約は、割増なく保険料を分割払で払い込みいただけます。

ご契約台数	ノンフリート多数割引
2台	3%割引
3~5台	4%割引
6台~	6%割引

保険料の払込方法

1 保険料の払込方法

ご契約時の保険料は簡単・便利な「キャッシュレス」での払込みをおすすめします。

主なキャッシュレスの払込方法	概要	一時払	分割払 ^(注1)
口座振替	指定口座からの口座振替によって払い込む方法です。		○ ○
クレジットカード払 (登録方式) ^(注2)	当社が取扱可能なクレジットカードによって払い込む方法です。なお、保険契約者が個人の場合、クレジットカードの名義は、保険契約者本人、保険契約者の配偶者またはその親族名義のクレジットカードに限ります。		○ ○
払込票払 ^(注2)	ご契約の保険料を一時払で払い込む場合に、当社所定の払込取扱票によって保険料スマホ決済サービス ^(注3) 、コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行(郵便局)またはペイジーにて払い込む方法です。		○ ×
請求書払 ^(注2)	保険契約者が法人で、ご契約の保険料を一時払で払い込む場合に当社が発行した請求書によって払い込む方法です。		○ ×

※事故の発生が初回保険料の払込前^(注4)の場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要です。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

(注1)保険料が一時払に比べて5%増となります。なお、契約条件によって分割払による割増のない保険料大口分割払特約を適用できる場合があります。

(注2)代理店・扱者により、取り扱っていない場合があります。また、保険料の額によってはご利用いただけない場合があります。

(注3)保険契約者のスマートフォン・タブレット等で二次元コードを読み取り、決済方法を選択して手続きを行う決済サービスです。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(注4)保険料払込方法が口座振替の場合は「初回保険料引落とし前」、クレジットカード払(登録方式)の場合は「クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認前」、払込票払・請求書払の場合は「保険料の払込手続前」をいいます。

口座振替の注意事項

初回保険料の払込期日に口座振替不能となり、払込期日の翌月末日(払い込まれなかったことについて保険契約者に故意および重大な過失がなかった場合に限り)を経過しても保険料の払込みがない場合は、保険金をお支払いできない場合があります。また、原則として、ご契約を解除しますのでご注意ください。

保険料一般分割払特約をセットしたご契約で、2か月連続で口座振替不能となった回数が保険期間を通じて2回目以降となる場合には、最終回までの残りの保険料全額を一括で請求させていただきます。

初回保険料を口座振替にて払い込んでいただく場合のお手続き

●初回保険料を口座振替にて払い込んでいただく場合は、ご契約時に「自動車保険申込書」と「ネット口座振替受付サービス」または「口座登録端末^(注5)」または「口座振替申込書」にてお手続きください。

(注5)pal-cute等キャッシュカードを利用して口座登録する端末をいいます。

●ご継続の保険料を払い込んでいただく際に口座振替をご利用いただく場合は、「自動車保険申込書」を始期日の属する月の前月末までにご提出いただけようお願いします。

2 団体扱・集団扱のご契約について

保険契約者の勤務先や所属する団体等を通じて保険料を払い込む「団体扱」や「集団扱」もあります。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

この払込方法の場合、保険契約者・記名被保険者・車両所有者・ご契約のオートバイが下表に該当することが条件となります。

保険契約者	団体扱	集団扱
記名被保険者・車両所有者 ^(注6)	団体に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方またはその団体を退職した方等	(1) 集団の所属員 (右記のいずれかの方) (2) 集団自身
用途車種	自家用二輪自動車、原動機付自転車	(1) 保険契約者またはその構成員 (2) 保険契約者の役員・従業員 (3) 上記(1)・(2)の配偶者 (4) 上記(1)・(2)またはその配偶者の同居の親族 (5) 上記(1)・(2)またはその配偶者の別居の扶養親族

(注6)所有権保留条項付売買契約によるオートバイの買主および1年以上を期間とするリース契約により借り入れたオートバイの借主はオートバイの所有者とみなします。

保険期間の中途で上表の条件を満たさなくなった場合等に、「残りの保険料を一括して払い込んでいただくこと」や「ご契約を解約して新たにご契約をしていただくこと」がありますので、あらかじめご了承ください。

補償内容とサービスについて

契約条件等について

その他契約概要のご説明等・事故が起つたり

契約概要のご説明等

契約概要のご説明

保険契約者と記名被保険者・車両所有者(車両保険をセットする場合)が異なる場合は、記名被保険者・車両所有者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

1.商品の仕組み

「セーフティーリング(一般総合自動車保険)」は大きく分けて「相手への賠償」「おけがの補償」「オートバイの補償」「その他の補償」等により構成されています。

2.補償内容/セットできる主な特約およびその概要

P3~15、「パンフレット別冊」をご参考ください。なお、詳細は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参考ください。

3.保険金額の設定

保険金額は、補償項目ごとに決めていただくものと、あらかじめ決まっているものがあります。なお、実際に契約していただく保険金額は、保険申込書・継続確認書の「保険金額」欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。

4.保険期間および補償の開始・終了時期

・保険期間は1年間です。また、1年に満たない短期契約、1年を超える長期契約も可能です。
・補償は始期日の午後4時^(注)に始まり、満期日の午後4時に終わります。

(注)保険申込書・継続確認書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

5.保険料の決定の仕組み

保険料は、「保険種類」・「ご契約のオートバイの種類」・「補償内容」・「保険金額」等により決定します。お客さまが実際に払い込む保険料は、保険申込書・継続確認書等でご確認ください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は
下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保 カスタマーセンター

0120-721-101 無料

受付時間 [平日9:00~17:00]
(土日・祝日および年末年始は休業させていただきます)

事故・故障が起きた場合は

ただちにご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター

0120-024-024 無料

受付時間 [24時間365日]
おかげ間違いでご注意ください。

IP電話からは**0276-90-8850(有料)**におかけください。

契約概要のご説明

保険契約者と記名被保険者・車両所有者(車両保険をセットする場合)が異なる場合は、記名被保険者・車両所有者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

6.保険料の払込方法

・ご契約時の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。P20をご参考ください。ただし、ご契約内容によっては選択できない払込方法があります。また、代理店・扱者により、取り扱っていない場合があります。
・また、一時払の場合は、ご契約と同時に現金で払い込むこともできます^(注)。その場合、始期日以降であっても、ご契約の代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害または傷害については、保険金をお支払いできません。
(注)現金で払い込んだ場合、当社所定の保険料領収証を発行します。

7.満期返りい金・契約者配当金

満期返りい金・契約者配当金はありません。

8.解約と解約返りい金

ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社にお申出ください。ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返りい金として返還します。ただし、解約返りい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。また、始期日から解約までの保険料の払込状況等により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。ご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級を継承できません。

環境配慮と社会貢献への取組み

ペーパーレス保険証券・Web約款をご提供しています。

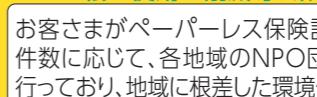
お客様のパソコンやスマートフォン等から「ご契約内容」や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」等を閲覧できます。



外出先でも、
ご契約内容の
確認ができ、



万が一の時も、
安心!



お客様がペーパーレス保険証券・Web約款をご利用された件数に応じて、各地域のNPO団体や地方公共団体等へ寄付を行っており、地域に根差した環境保護活動に役立てられています。



下記注意事項もご確認ください
紙の使用の削減等、環境保護にもつながります!

あいおいニッセイ同和損保はベルマーク運動に協賛しています。

「すべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたい」という願いのもと始まったベルマーク運動に、
あいおいニッセイ同和損保は協賛会社として参加しています。

セーフティーリングなら30点! + ペーパーレス保険証券・Web約款ご利用でプラス10点



ペーパーレス保険証券・Web約款をご利用いただくにあたっての注意事項

- 「ペーパーレス保険証券」は「eco保険証券」のペットネームです。「保険申込書」「重要事項のご説明」「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」「ご契約者さま専用ページ」等の表示は、「ペーパーレス保険証券」ではなく、「eco保険証券」となります。
- ペーパーレス保険証券・Web約款の閲覧には、パソコン・スマートフォン等でのインターネット環境が必要となりますので、ご注意ください。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストール等が必要となります。機種・OSによりご利用できない場合があります。
- ペーパーレス保険証券は必ずWeb約款とセットでのご利用となり、ペーパーレス保険証券のみのご利用はできません。
- ペーパーレス保険証券・Web約款をご利用の場合は「保険証券^(注)」、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」および「サービスガイド」は送付されません。代わりにペーパーレス保険証券・Web約款の利用方法を記載した「ご契約内容・確認方法のご案内([ID/パスワード]通知)ハガキ」をお届けしますので、当社ホームページから保険契約者専用Webサービス「ご契約者さま専用ページ」の利用規約に同意のうえ、ご契約内容をご確認ください。
- ペーパーレス保険証券をご利用の場合は、契約内容変更時の「変更手続き完了のお知らせ(変更確認書)」は送付されません。変更手続き完了後、SMSまたはメールを送付しますので、当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」にログインのうえ、変更内容をご確認ください。
- ペーパーレス保険証券をご利用の場合は、このパンフレットに記載の「保険証券^(注)」を当社ホームページの「ご契約内容」と読み替えます。
(注)保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」と読み替えます。

事故が起きたら

万が一事故が起きたら、「あわてず」「落ち着いて」下記の対応をお取りください。

STEP1 負傷者の救護措置を行ってください。

負傷者がいる場合は119番に連絡し、消防機関の指示を仰いだうえ、救護措置を優先して行ってください。



STEP2 警察署へ事故の届出を行ってください。

警察署へ事故の届出を行ってください。なお、人身事故の場合は、人身事故であることを必ず警察署へ届出してくださいようお願いします。



STEP3 相手の方・目撃者をご確認ください。

相手の方がいる場合、また目撃者がいる場合は、その方の「住所」「氏名」「電話番号」等の連絡先をご確認ください。

その場での示談はしないでください!



STEP4 ご契約の代理店・扱者または

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンターにご連絡ください。

0120-024-024 無料

【受付時間】
24時間365日

- IP電話からは0276-90-8850(有料)におかけください。
- おかげ間違いでご注意ください。

ご連絡がない場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

おかげ間違いでご注意ください。

